



国の重点支援地方交付金活用事業

米価高騰対策事業費補助金

米価高騰により経営への影響を受ける市内の飲食事業者等（※）に対し、米の仕入れ量に応じて補助金を給付します

市内事業者

例：飲食店、酒類製造業、宿泊業等
（玄米又は精米のまま販売する場合は対象外です）

1俵（60kg）当たり
最大
6,500円
を補助

※米の生産者や卸売業者向けの補助金ではありません。

対象経費	事業者が直近1年間に加工を目的に仕入れた米 (国産米に限る)	
補助金額	1俵（60kg）当たり4,000円 ただし、本事業を活用することで市民への還元を宣誓した場合は 1俵（60kg）当たり6,500円に引き上げる 宣誓例：○箇月大盛無料サービス、一品追加サービス等	
補助上限	仕入数量3,000kg未満	150,000円
	仕入数量3,000kg～30,000kg	1,000,000円
	仕入数量30,000kg以上	4,500,000円
申請期間	令和8年2月2日（月）～ ※予算がなくなり次第終了 ※補助金の交付は1事業者1回限り	

申請に必要な情報は裏面をご確認ください。

【支援対象者】

- 真庭市内に主たる事業所を有していること。
- 米を主要原料又は提供物品として継続的に使用する事業を営んでおり、補助事業を真庭市内で行うこと。
- 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- 市税の滞納がないこと。
- 事業者等のうち、特定非営利活動法人にあっては次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 法人税法における収益事業(法人税法施行令第5条に規定される事業)を行っていること。
 - イ 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人でないこと。
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

支援金の対象者

【支援対象外】

- (1) 協同組合等の組合(営利事業を行う組合を除く。)
- (2) 医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (4) 任意団体

申請書類	<ul style="list-style-type: none">○真庭市米価高騰対策事業補助金交付申請書○事業を営んでいる証明ができる書類(確定申告書、売上台帳等)○補助対象経費の分かるもの(領収書等)○市税の完納証明書(申請の日前3箇月以内に交付されたものに限る。) ※市民への還元を宣言する場合は、 ○真庭市米価高騰対策事業宣誓書
------	--

申請方法

申請先 真庭市産業観光部産業政策課
〒719-3292 真庭市久世2927-2

注意事項

- 支援金の交付は1事業者あたり1回限りです。
- 提出書類について、不備等があった場合は、追加で資料の提出、
もしくは支援金の返還を求めることがあります。

申請書は真庭市のホームページからダウンロード、または市役所産業政策課にてご相談ください。

お問い合わせ先

真庭市産業政策課 TEL/0867-42-1033 FAX/0867-42-3907
MAIL/sangyou@city.maniwa.lg.jpl

